

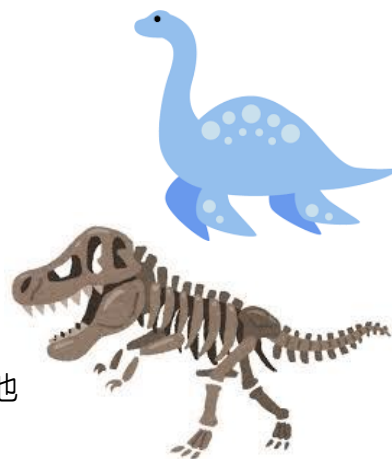


## 体験ふれあい会・お泊り会を実施します。

子ども育成部会では、志柿地区の子ども達の交流を図り、宿泊及び体験学習をとおして天草の郷土を学び、自然体験を通じて「天草」への郷土愛を深めるとともに、子どもの相互の仲間づくりと子ども個人の責任感を養うことを目的として「体験ふれあい会・お泊り会」を実施しております。

昨年度は中止になりましたが、今年度は下記の日程で実施します。

- 【期 日】体験ふれあい会：8月21日（土）  
お泊り会：8月21日（土）～22日（日）
- 【場 所】天草市御所浦町
- 【集 合】本渡港：午前9時30分
- 【解 散】体験ふれあい会：21日午後5時ごろ  
お泊り会：22日正午ごろ
- 【内 容】化石採集・白亜紀資料館見学・消防艇見学・船釣り体験他
- 【参加者】未就学児～小学3年生を、日帰りコース ※保護者同伴  
小学4年生～小学6年生を、民泊コース ※児童のみ参加



## 見守り袋配布 ゆうあい訪問を実施しました。

7月18日（日）に福祉生活部会（民生委員さん）と自治会活動部会（区長さん）協力のもと実施しました。

見守り袋の対象者の方には、緊急入院時に備えて色々な必需品をバックに詰めてお届けしました。

ゆうあい訪問の対象の方々には、防災を意識していただこうと思い、長期保存ができ水を注ぐだけでできあがる防災非常食（五目ごはん）や、水・スポーツドリンクをお届けしました。

近年災害があらこちら発生しており、また、夏の暑さも年々厳しくなっています。

高齢者の方々には特に熱中症対策や、災害時に備え準備をしていただきたいと思います。



## 香典返しありがとうございます。

◆志柿地区振興会へ  
志柿中央区 宮崎壽通 様（亡弟 敏次様）  
村下区 有江義文 様（亡母タツ工様）

## お詫びと訂正。

6月号から再三にわたり間違えましたことを心よりお詫び申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。  
志柿東区 倉田用市 様  
（亡妻 朝子 様）



## 8月ふれあいサロン開催予定

サロン名	開催日	開催場所
村ふれあい	24日(火)	志柿児童館
志柿かよう会	休み	志柿コミュニティセンター
瀬戸ひよこ会	7日(土)	瀬戸コミュニティセンター
知ヶ崎お茶のみ会	21日(土)	知ヶ崎集会場

※10:00～12:00の開催となります。

## お祭りは中止になりました。

- \* 志柿夏まつり 主催：志柿夏まつり実行委員会  
\* 瀬戸盆まつり 主催：瀬戸振興会  
\* 知ヶ崎夏祭り 主催：知ヶ崎新風会



## 事務局からのお知らせ。

今年はお盆休みをいただく予定です!!  
事務局にご用のある方は8月10日(火)午前中までにご連絡下さい。ご協力をお願いします。(コミセンは利用できません)

☎志柿コミセン 23-5942 ☎瀬戸コミセン 22-0116



## \*コミセンのつぶやき\*

(会長 有江 浩三)

毎年、この時期になると頭を悩ませるのが、生い茂る雑草の問題。

志柿・瀬戸小学校が閉校して、3年が過ぎました。御多分に漏れず、校舎の回りやグラウンドが草に覆われていました。この数年は閉校委員会や、保護者の方、区長さん、ボランティアの方などの協力で除草作業を実施していただきました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、多くの方が集まれない状況になってしまいました。そんななか、志柿小学校を村下区の住民の皆さんが6月6日(日)に、瀬戸小学校を瀬戸地区耕作者会・瀬戸若潮会の皆さんが6月27日(日)にきれいに除草作業をしてくださいました。作業をして下さった住民の皆様ありがとうございました。

そしてもう一つ、西原商会さん～河丁さんの区間の歩道が草に占領されて通行できる幅が狭く、自転車で通行する人が困っていました。

すぐ横を車が通り草刈り機は使えず、鎌で刈ってくださったとのこと。  
暑い中TさんYさん、ありがとうございました。



## 地域健診のお知らせ

【期 日】8月24日(火)

志柿地区コミュニティセンターで地域健診があります。

前日の正午から準備をしますので、コミセンの利用はできません。

また、コミセン裏の駐車場も検診車が沢山来ますので、駐車はご遠慮下さい。

利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をおねがいします。

注：受付時間は送られてくる封筒の中に書いてありますので、時間厳守で来て下さい。



## 自転車保険加入が義務化。

令和3年10月1日から自転車の保険加入が義務化されます。

熊本県では「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を改正し、自転車利用中の事故で、他人の生命又は身体に生じた損害を賠償する保険への加入が義務になります。

※自転車損害賠償保険等への加入状況を確認しましょう。

「自転車安全利用五則」

- 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
- 子どもはヘルメットを着用